

名桜大学広報室設置規程

(平成19年4月1日制定)

(設置)

第1条 名桜大学(以下「大学」という。)に、大学事業の広報活動を行うため名桜大学広報室(以下「室」という。)を置く。

(業務)

第2条 室の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大学の広報業務の総括に関する事。
- (2) 大学に係る学内・学外広報活動の企画及び実施に関する事。
- (3) 学生募集活動に係る広報活動の企画及び実施に関する事。
- (4) 学生募集活動との連携に関する事。
- (5) 広報出版物の編集・発行に関する事。
- (6) 学生募集に係る出版物の編集・発行に関する事。
- (7) 大学と地域社会の情報交換に関する事。
- (8) 大学広報に関する情報の収集及び整理に関する事。
- (9) その他大学広報に関する事。

(室員)

第3条 室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国際学群から推薦された教員 5人以内
 - (2) 人間健康学部から推薦された教員 2人以内
 - (3) 教務部長
 - (4) 学長が指名する教職員 若干人
- 2 前項の規定にかかわらず学長は教職員以外の者を室員に加えることができる。
- 3 室員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条に掲げる室員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 室員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長等)

第5条 室に室長を置き、大学の専任教授の中から学長が指名する。

- 2 室長は、学長の指揮の下で室の業務を掌理する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 4 室に室長を補佐する副室長を置き、室員の中から室長が指名する。

(室会議)

第6条 室に室の運営に関する重要事項を審議するため、広報室会議(以下「室会議」という。)を置く。

(室会議の構成)

第7条 室会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 室長

- (2) 副室長
- (3) 室員
- (4) その他室長が必要と認める者

2 室長は、室会議を招集し、その議長となる。

(議事)

第8条 室会議は、室員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することはできない。

2 室会議の議事は、出席室員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 室及び室会議に関する庶務は、入試・広報課が処理する。

(補則)

第10条 この規程の改廃については、広報室会議及び教育研究審議会の議を経て学長が定める。

2 この規程に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、室会議の議を経て室長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月22日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。